

胎内市空き家等解体補助金ご利用の皆様へ

1 対象となる空き家とは

※以下の条件すべてに該当する場合のみ対象となります

- | |
|--|
| (1) 個人の所有（共有の場合も含む。）であること |
| (2) 登記上「居宅」と記載されているもの
※未登記の場合「胎内市固定資産税家屋課税台帳」において「住宅」と記載されているもの |
| (3) 特定空き家と認定されたもの又は住宅地区改良法で不良住宅に該当したもの
※市役所職員が現地で調査を行います |
| (4) 公共工事の対象となっていないもの
※敷地内の樹木の伐採、塀の撤去は対象外となります |

2 補助金の交付を受けることができる方

※以下の条件を全てクリアできる方のみ対象となります

- | |
|--|
| (1) 対象の住宅に係る登記上所有者として登記されている方
※所有者が死亡している場合、その相続人 |
| (2) 複数の所有者又は相続人がいるときは、全ての所有者又は相続人の同意を得ていること |
| (3) 所有権以外の権利が設定されている時は、全ての権利者の同意を得ていること |
| (4) 同様の趣旨の補助制度を受けていないこと |
| (5) 申請者本人及びその世帯員が胎内市の市税の滞納がないこと |
| (6) 申請者本人とその世帯員及び三親等以内の親族が暴力団員又は暴力団員と関係がないこと |
| (7) 本人及びその世帯員の前年の所得金額の合計が 1人世帯で200万円以下、以降、世帯員が1人増えるごとに50万円ずつ加算した額以内 であること |

3 補助額：解体工事に係る工事費（税抜き）の1/2以内（上限100万円）

- (1) 補助対象空き家等を解体し、かつ、撤去する工事（申請年度内に実績報告が行えること）

※補助金の対象となるものについては下記を確認してください。

補助の対象となるもの	対象とならないもの
・居宅として使用していた空き家	敷地内の樹木の伐採
・敷地内の小屋、車庫等の建物（下記参照）	塀の撤去

※特定空き家以外の場合、空き家と同一敷地内にある小屋等の建物も対象とします。

ただし、小屋等の建物のみを撤去する場合は対象となりませんのでご注意ください。

- (2) 1,000円未満切り捨て
(3) 補助金の交付は同一年度において1回限り

4 申請から補助金交付までの流れ（必要書類等）→別紙参照